

<今月のトピックス>

・高齢労働者の労災防止対策が努力義務に

<今月のQ&A>

・人材の確保/定着に成功した事業所の取組事例

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

＝ 高齢労働者の労災防止対策が「努力義務」に ＝

2026年4月より、高齢労働者の労働災害防止のための措置を講じることが事業主の努力義務となりました。

【努力義務となった背景】

高齢労働者の労災防止対策が努力義務となった背景に以下3点があります。

① 高齢労働者の増加

→60歳以上の就業者は増加傾向にあり、今後さらに増える見込み

② 労働災害の発生率が高い

→年齢が上がるほど災害発生率が上昇する傾向

③ 加齢による身体機能の低下

→筋力・バランス・視力の低下により、とっさの回避行動が遅れてしまう

【事業主に求められる主な対策】

厚生労働省は「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、以下を推奨しています。

① 安全衛生管理体制の確立等

・安全衛生方針の表明 ・災害防止体制の整備 ・リスクアセスメントの実施

② 職場環境の改善

・段差の解消/手すりの設置 ・十分な照度の確保 ・防滑素材(床材や階段用シート)の採用など

③ 作業内容の見直し

・重量物取り扱いの軽減 ・危険作業の回避/分担 ・身体機能に応じた配置

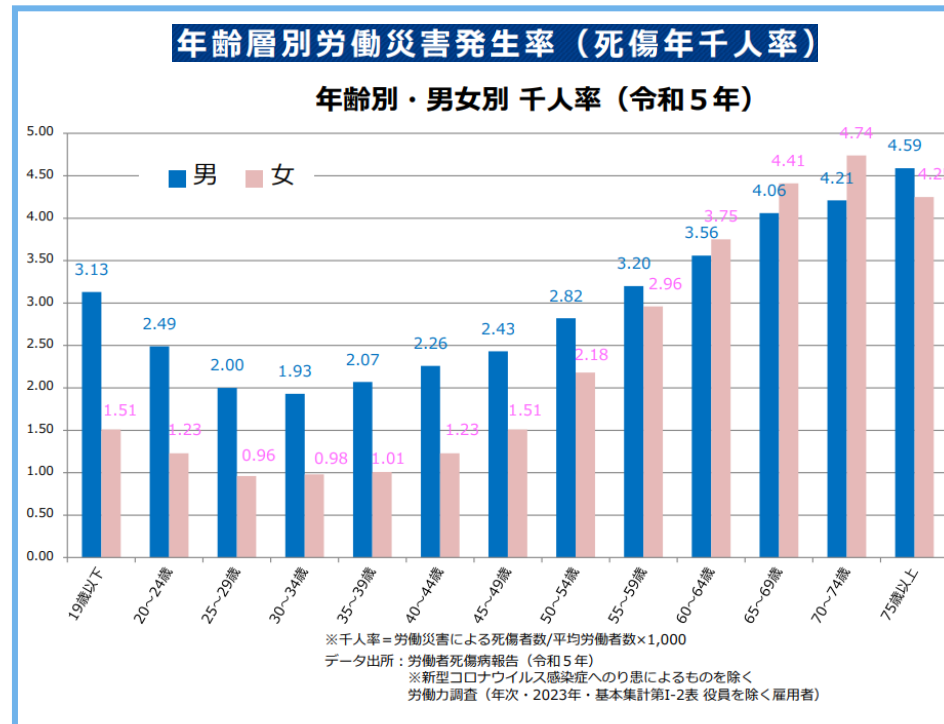
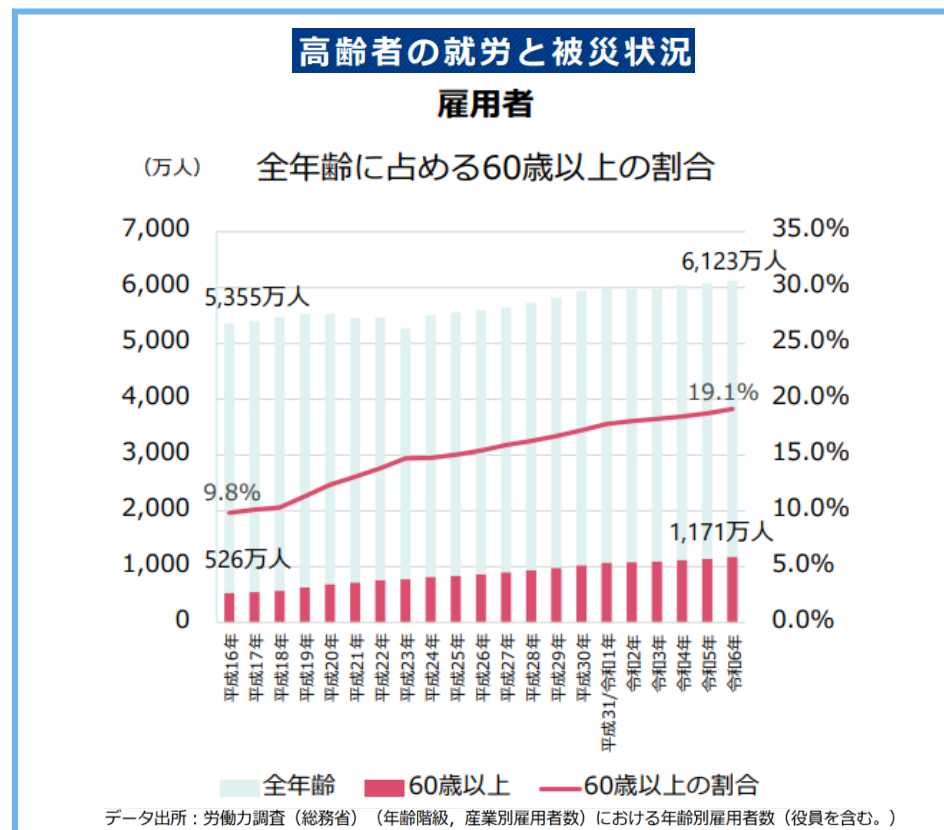
④ 健康管理の強化

・健康診断結果の活用 ・個々の健康状態に応じた配慮 ・体力チェック等の実施

⑤ 安全教育の実施

・転倒防止の教育 ・加齢によるリスクへの理解促進 ・危険予知訓練の実施

高齢労働者が安心して働ける環境整備は、事業所にとって重要な課題です。そのため、事業者による自主的・継続的な安全衛生教育の実施が求められます。



＝ 人材の確保・定着に成功した事業所の取組事例 ＝

近年は採用環境が厳しさを増し、人材の確保が大きな課題となっています。こうした中、人材の確保・定着を図るため、厚生労働省の事例集を参考に具体的な取組を紹介します。

人材の確保・定着に成功している事業所の特徴は何ですか？



①

人材の確保・定着に成功している事業所の特徴として、「求職者への積極的な情報開示」が挙げられます。業務内容や職場環境、働き方などを事前に明示することで、「入社前後のミスマッチを解消し労働者の定着を図る」点が重要です。また、情報開示は単なる定着対策にとどまらず、「事業所に興味を持ってもらうことで自社に合った応募者を増やす」効果もあり、こうした取組は採用活動全体の質を高め、結果として確保と定着の両立につながっています。このように、成功している事業所は**採用前後のギャップ解消と適切なマッチングを重視した情報発信**を行っている点に特徴があります。



②

多様な人材を確保するためのポイントは何ですか？



③

多様な人材を確保するためには、画一的な働き方にとらわれず、**個々の事情やライフスタイルに応じた柔軟な働き方を認める**ことが重要です。具体的には、**短時間勤務や勤務日数の調整、シフトの柔軟化**などにより、**高齢者や子育て・介護を担う方などの就業機会を広げる**ことができます。こうした取組は応募者層の拡大だけでなく、**定着率の向上にもつながります。**

④

福利厚生には、どのような具体的な取組事例がありますか？



⑤

福利厚生の具体的な取組としては、従業員の生活・健康・自己成長・コミュニケーションを支援する多様な施策が挙げられます。例えば、一定年齢到達時に支給される**健康管理給付金**や、**人間ドック受診補助**などの健康支援、**資格試験受験料補助**による自己啓発支援があります。また、コンサートやスポーツ観戦、映画等の利用補助や、月1回のお弁当提供などにより、**従業員同士の交流促進や働きやすい環境づくり**につながっています。

⑥

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者:労務チーム 谷田 直樹

TEL:06-6868-1177
FAX:06-6862-4662
Mail:kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日:2026.4.12

NK-GROUP
イラスト協力:WANPUG